

日本抗加齢協会九州支部 会則

第1章 総則

第1条 (名称)

「日本抗加齢協会九州支部」と称する。(以下九州支部)

第2条 (事務局)

九州支部の事務局は、福岡市中央区舞鶴3-1-27 第2理研ビル2F
株式会社ジーニス コンベンションサービス内に置く。

第2章 目的および事業

第3条 (目的)

九州支部は「抗加齢」に関する医学や医療が地域に正しく理解され、健全に発展するように支援し、「抗加齢」に関する医学や医療の振興普及を通じ、人々の健康と生きがいの増進に貢献する事を目的とする。

第4条 (事業)

九州支部は第3条の目的を達成するために、「日本抗加齢医学会九州地方会」と連携し、「抗加齢」の研究・サービスが健全に発展し、地域社会がそれを安全且つ適正に享受できるように、事業を推進する。

九州支部の目的を達成すべく次の事業を行うことができる。

- (1) 研究発表会・情報交換会・セミナーの開催
- (2) 電子書籍を含む書籍の発刊
- (3) 情報共有 web サイトの開発
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

第3章 役員

第5条 (役員)

九州支部には、次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 顧問 若干名

第6条 (支部長の職務)

支部長は、理事の中より選出され、九州支部を代表して九州支部を運営する。

支部長は、退任の際、次期支部長を新規に推薦し、理事会の議を経て決定する。

支部長は、理事会を組織し、九州支部の事業目的に係る事項について議決し、執行する。

第7条（副支部長）

副支部長は、支部長の推薦により理事会の議を経て決定する。

第8条（理事）

理事は、理事2名以上の推薦により、理事会の議を経て決定する。

企業の場合は「日本抗加齢医学会 九州地方会」賛助会員の資格を持つことを条件として加える。ただし、行政などの非営利団体やマスコミ等公共性の高い企業についてはこの限りではない。

第9条（顧問の職務）

九州支部に大きな貢献のあった者を顧問とすることができる。

顧問を委嘱するにあたっては、理事会の議を経て決定する。

顧問は、理事会に出席して意見を述べるることができる。

第4章 理事会

第10条（理事会の構成等）

理事会は、支部長、副支部長と理事で構成され、議長は支部長が行う。

理事会は九州支部の議決機関とし、原則として年1回開催する。

理事会は、理事あるいは理事の代理人の3分の2の出席をもって成立する。

理事会の決議は、出席者の過半数をもって決する。ただし、他の理事を代理人として表決を委任した者は、出席者と見なす。

第11条（理事会の議決事項）

事業計画（開催日時等）、事業報告および会計報告

役員の推薦、変更

会則の変更

その他、事業目的に係わること

第5章 運営委員

第12条（運営委員）

九州支部には、運営委員を置くことができる。運営委員は、「日本抗加齢医学会九州地方会」賛助会員の資格を持つ企業から、理事会の議を経て決定する。

第13条（運営委員の職務）

運営委員は、理事長の諮問に応じて九州支部の運営に関する事項について意見を述べるることができる。

第6章 会計

第14条（収支）

九州支部の収入は、寄付およびその他の費用をもって支弁する。

事務局は、会計年度終了後、次回の理事会でその収支を報告する。なお、剰余金は翌

年度に繰越すものとする。

第 15 条（会計年度）

九州支部の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

附則

本会則は 2018 年 9 月 17 日から施行する。

2019 年 4 月 1 日改訂

2020 年 3 月 4 日改訂

2024 年 2 月 1 日改訂